

# 売買・賃貸仲介

## 宅建ファミリー共済が新保険

特殊清掃費や  
遺品整理費など

### 住宅用で孤独死対策拡充

宅建ファミリー共済(東京都千代田区、笠間雅夫社長)

は7月から賃貸総合補償保険の新商品として、住宅用の

「新ハトマーク補償」「同補償ワイド」と、事業用の「同

テナント補償」の販売を開始した。これは家具付き賃貸住

宅の増加や付帯設備の高品質化などによる損害の多様化、

少子高齢化や核家族化の進展に伴う入居者の孤独死など、

賃貸物件を取り巻く環境の変化に対応し、従来商品を4年

ぶりに改訂したもの。

同社取締役で総台企画室長の鶴田一貴氏は「地域に寄り添い、生活サポートのパート

ナーとなるハトマークグループ・ビジョンの一部を保険と

いう立場から支える」と同社のスタンスを明言。その上で、

「修理費用では、従来の洗面台・ガラスのほか、便器・浴

槽も対象範囲に拡大。また、単身者に限らず、例えば長期

旅行に出た家族の留守中に独り亡くなるケースもあること

から、すべての住宅用商品で、孤独死対策として特殊清掃費

用の補償を標準仕様とした。

一方、遺品整理は特約という位置付けで入居者が住宅外で

亡くなった場合にも対応するなど、入居者と家主の安心に添えるため、補償を増やした」

と説明する。

具体的な変更点は、住宅用の「新ハトマーク補償」では、

①風災、ひょう災、雪災の損害額による支払い条件を撤廃。

従来は20万円以上の損害を対象としたが、小損害であつても実態に即して支払う。②従

来は補償対象外だった30万円を超える美術品・貴金属等の

盗難損害を補償し、③従前の窓ガラス・洗面台の修理費用

に加え、便器・浴槽の不測的な事故による修理費用も自己

負担額なしで補償(1事故30万円限度)。④住宅内におけ

る入居者の死亡により、その賃貸住宅に汚損等の損害が発

生した場合の特殊清掃費用を補償(同30万円限度)、⑤修理費用(同100万円限度)

の対象に住宅に備え付けの貸主所有の家財を追加など。

「補償ワイド」では、この「新ハトマーク補償」の内容

に加え、①特殊清掃費用の支払限度額を50万円に引き上

げ、②入居者の死亡による賃貸借契約終了に伴う遺品整理

費用を補償する(同50万円限度)。遺品整理費用は入居者

が病院等で亡くなった場合も補償対象となる。

また、事業用の「テナント補償」でも、水災による床上

浸水に関して地盤面からの高さ制限をなしとするなど、補償内容の改訂が行われた。

同社では、11年の東日本大震災や15年の関東・東北豪雨

などの被害に際し、被災地域へ物資輸送や代理店業務の引

き継ぎのほか、契約者に向けた保険金受け取り手続きの呼び掛けなど、地域の「いざ」

に寄り添い、迅速な対応に努めてきた。鶴田氏は「お客様の

満足度に添えるため、いい保険商品をつくり、事故があ

ったときには最大限の補償に尽力すること。この2つを極

めたい」と、力強く語った。